

凡 例

- ◎使用している統計数値は、特記しない限り、特許庁資料に基づいている。
- ◎統計・資料編中の年次は、特記しない限り、暦年（1～12月）を示す。
- ◎統計表中の数値は、四捨五入している場合があり、割合を合計したときに100%とならない場合がある。
- ◎統計表中の「－」及び空欄は数値の報告がないか、数字（件数等）がないことを表す。
- ◎統計・資料編中の「国」には、地域を含む場合がある。
- ◎統計・資料編中の国又は地域及び機関に併記している国コードは、世界知的所有権機関（WIPO）HANDBOOK, STANDARD ST.3における国コードを表す。

「旧実用新案」について

特許制度と同様に、出願された考案が新規性や進歩性等の登録要件を備えているかの審査を行った上で、登録・権利付与が行われるもので、平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願されたものが該当する。

「新実用新案」について

出願された考案が新規性や進歩性等の登録要件を備えているかの審査を行わずに、登録・権利付与が行われるもので、平成5年改正実用新案法の施行日後（1994年以後）に出願されたものが該当する。

「実用新案」について

特記しない限り、旧実用新案と新実用新案を合わせたものをいう。

「防護標章」について

著名な登録商標について、他人がその指定商品（役務）以外の商品（役務）に使用することによって出所の混同を生ずることを防護するために設けられている制度である。

商標権者が、当該登録商標と同一の標章の登録を指定商品（役務）以外のものについて登録を受けることにより、業務上の信用の保護を図るための制度である。

「更新登録」について

商標権の存続期間は、設定登録後10年をもって終了するが、登録商標が業務上の信用を表すためのものであることから、商標権者が商標を継続して使用している限りは商標権の更新登録を行うことができるとする制度である。

登録商標の更新については、1997年4月の改正商標法施行により、商標の使用に係る審査は廃止され、申請によって行うことができるようになった。ただし、防護標章の更新については更新申請の際の著名性に関する審査を行うことになっている。

「査定系審判」について

特許庁の審査官が行った拒絶査定、補正却下等の処分不服を申し立てることができるものについて、請求を受けて行う審判の制度である。

特許庁の審判は、裁判における第一審機能を持っている準司法的なものとなっている。

「当事者系審判」について

権利者に対して第三者が無効を申し立てる場合等、特許庁の審判官が当事者間の争いについて審判を行う制度のことである。

特許庁の審判は、裁判における第一審機能を持っている準司法的なものとなっている。

「ファーストアクション」について

出願・審査請求後に行われる、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）を表す。

「前置審査」について

特許出願の拒絶査定不服審判が請求された場合において、審判請求と同時にその請求に係る特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならないこととされている（特許法162条）。前置審査とは、この審査を指す。

「多項制出願」について

特許出願の明細書に記載される特許請求の範囲には、1つの請求項に加えて、この請求項に記載した発明と密接に関連する発明を請求項として記載することができる。

多項制出願とは、特許出願の明細書に記載される特許請求の範囲に2以上の請求項が記載されているものを指す。

「外国語書面による出願」について

特許については、外国語（英語）で記載した書面を添付して出願の手続を行うことができる。

このような場合が「外国語書面による出願」に該当する。

なお、出願後に日本語の翻訳文を提出する必要がある。

「国際出願（PCT出願）」について

特許協力条約（PCT）に基づく出願のことである。

条約の締約国の国民及び居住者が国際出願をすることができる。

所定の言語で作成した所定の願書の特許庁（受理官庁）に提出し、権利の保護を求める国を指定することによって、当該指定国における国内出願としての効果を持つ。

「国際商標登録出願（マドプロ出願）」について

マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願のことである。

条約の締約国の国民及び居住者が国際登録出願をすることができる。

特許庁に出願又は登録している商標を基礎に、英語で作成した所定の願書の特許庁に提出し、権利の保護を求める国を指定することによって、当該指定国における国内出願としての効果を持つ。

「国際調査報告」について

国際出願の請求の範囲に記載された発明に関する先行技術調査のことである。

これは、権利の保護を求める各国での調査負担を軽減し、また、出願人が以後の手続を継続させるかどうかの判断にも利用できる。

国際調査報告は、管轄する国際調査機関が作成し、出願人に送付されるとともに、国際公開の際に併せて公開される。

「国際予備審査」について

国際予備審査は、出願人の任意の請求（有料）によって行われ、国際出願の請求の範囲に記載された発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について、拘束力のない予備的な見解を出願人に提示するものである。

これは、権利の保護を求める各国での審査負担を軽減し、また、出願人が以後の手続を継続させるかどうかの判断にも利用できる。

国際予備審査報告は、管轄する国際予備審査機関が作成し、出願人にも送付される。

「デジタルアクセスサービス」について

世界知的所有権機関（W I P O）が提供している、優先権書類の電子的交換のためのサービスであって、W I P Oを通じて優先権書類を電子的に交換することで、二国間の個別の取決めやネットワークを構築することなく、対象国の拡大を可能とする。